

大正9年職業別(大分類)有業者の年齢構成(千分率)

Table showing age composition of workers by occupation in 1920. Columns include age groups (0-14 to 60+) and various occupational categories like Agriculture, Industry, Commerce, etc.

女子有業者の職業(昭和5年)

Table listing occupations of female workers in 1930, categorized by the number of workers (e.g., 100,000+ workers, 50,000-100,000 workers, etc.).

Table listing specific occupations and their worker counts, such as Textile workers, Tailors, and various manufacturing roles.

No. 2 工場統計表

商 工 省

主要事業別男女別職工数

Table showing employee counts by industry and gender for the year 1935 (昭和6年).

Table showing employee counts by industry and gender for the year 1936 (昭和11年).

	昭和13年					昭和6年100として			
	職工数	男	%	女	%	11年男	同女	13年男	同女
紡織工業	976,953	183,355	18.8	793,598	81.2	128.7	111.3	115.8	107.2
金屬工業	377,398	346,928	91.9	30,470	8.1	292.5	298.9	445.2	207.9
機械器具工業	860,431	772,541	89.8	87,890	10.2	283.8	350.4	525.2	781.5
窯業	105,345	81,164	77.0	24,181	23.0	169.5	228.6	171.4	257.5
化學工業	322,205	221,444	68.7	100,761	31.3	225.3	219.6	278.5	234.5
製材及木製品工業	113,823	90,829	87.7	13,994	12.3	161.2	205.3	191.2	314.9
印刷及製本業	63,568	54,520	85.8	9,048	14.2	113.5	122.6	119.9	153.9
食料品工業	190,697	139,869	73.3	50,828	26.7	112.6	190.2	122.4	264.2
「ガス」電氣業	10,517	10,450	99.4	67	0.6	106.7	33.7	128.3	64.4
其の他の工業	194,484	87,657	45.1	106,827	54.9	175.0	179.8	200.1	231.6
計	3,215,421	1,997,807	62.1	1,217,614	37.9	188.4	128.0	258.0	137.4

年齢別労働者数(昭和十三年度)

	男 工						
	16歳未満	%	16歳-50歳未満	%	50歳以上	%	計
紡織工業	10,406	5.7	168,278	91.8	4,671	2.5	183,355
金屬工業	11,137	3.2	327,318	94.3	8,473	2.5	346,928
機械器具工業	54,267	7.0	705,454	91.3	12,820	1.7	772,541
窯業	2,669	3.3	74,357	91.6	4,138	5.1	81,164
化學工業	5,723	2.6	210,541	95.1	5,230	2.3	221,494
製材及木製品工業	2,445	7.4	92,265	92.4	5,119	5.2	99,829
印刷及製本業	2,065	3.8	50,947	93.4	1,508	2.8	54,520
食料品工業	1,893	1.4	133,353	95.3	4,623	3.3	139,869
「ガス」及電氣業	72	0.7	9,824	94.0	554	5.3	10,450
其の他の工業	3,329	3.8	81,368	92.8	2,960	3.4	87,657
計	94,006	4.7	1,853,705	92.8	50,096	2.5	1,997,807

	女 工						
	16歳未満	%	16歳-50歳未満	%	50歳以上	%	計
紡織工業	157,980	19.9	627,988	79.1	7,630	1.0	793,598
金屬工業	2,073	6.8	27,915	91.6	482	1.6	30,470
機械器具工業	11,753	13.4	75,070	86.1	458	0.5	87,890
窯業	1,718	7.1	21,428	88.6	1,035	4.3	24,181
化學工業	15,547	15.5	83,008	83.0	1,556	1.5	100,711
製材及木製品工業	1,830	6.0	12,773	91.9	385	2.7	13,994
印刷及製本業	989	10.9	7,990	88.4	60	0.7	9,048
食料品工業	2,898	5.7	40,760	92.0	1,170	2.3	50,828
「ガス」及電氣業	—	—	64	95.5	3	4.5	67
其の他の工業	9,064	8.5	95,763	89.6	2,000	1.9	106,827
計	202,855	16.7	999,974	82.1	14,785	1.2	1,217,614

主要職業別規模別労働者数(昭和13年度)

	男 工									
	總数	5-9人	10-14人	15-29人	30-49人	50-99人	100-199人	200-499人	500-999人	1,000人以上
紡織工業	183,355	22,645	12,268	23,869	19,246	19,807	19,315	21,242	19,172	22,731
金屬工業	346,928	27,381	18,419	37,966	30,975	25,181	23,969	33,906	30,222	118,879
機械器具工業	772,541	45,808	28,235	61,230	54,504	50,869	55,025	72,706	54,512	349,472
窯業	81,164	10,535	3,878	9,111	9,762	10,910	13,042	14,576	5,457	3,893
化學工業	221,494	10,931	5,914	14,006	13,482	17,271	22,067	30,007	23,383	83,543
製材及木製品工業	99,829	33,810	13,576	22,158	12,619	8,702	5,226	3,658	—	—
印刷及製本業	54,520	12,378	5,383	9,786	7,110	5,429	4,855	4,474	3,268	1,837
食料品工業	139,869	48,807	19,630	27,921	14,034	11,875	7,499	7,584	420	2,090
「ガス」及電氣業	10,450	2,384	1,076	1,675	828	1,070	855	2,014	548	—
其他の工業	87,657	23,712	8,729	13,859	9,289	8,012	7,030	5,804	4,457	6,768
計	1997,807	238,381	117,108	221,611	172,019	159,186	159,783	199,058	141,439	589,222
其の%	100	11.9	5.7	11.1	8.6	7.9	8.1	10.1	7.1	29.5

	女 工									
	總数	5-9人	10-14人	15-29人	30-49人	50-99人	100-199人	200-499人	500-999人	1,000人以上
紡織工業	793,598	52,980	34,267	73,761	62,011	69,906	83,185	127,111	134,511	155,866
金屬工業	30,470	2,017	1,584	4,176	3,690	4,182	3,282	3,550	3,193	4,796
機械器具工業	87,890	1,199	1,272	3,806	4,704	5,859	7,253	11,025	9,119	43,053
窯業	24,181	3,285	1,528	2,921	3,273	3,212	3,507	3,094	618	2,743
化學工業	100,711	3,507	2,519	7,435	7,854	8,857	10,762	11,427	9,103	39,247
製材及木製品工業	13,994	1,839	1,333	3,426	2,619	2,079	1,271	1,433	—	—
印刷及製本業	9,048	746	764	1,412	1,507	1,088	1,100	1,368	693	200
食料品工業	50,828	4,661	3,178	6,541	6,800	8,097	9,120	8,129	120	4,112
「ガス」及電氣業	67	1	4	10	—	6	27	19	—	—
其他の工業	106,827	16,145	9,902	17,832	12,684	12,847	12,394	9,800	4,426	10,677
計	1,217,614	86,374	56,411	121,404	105,202	116,133	131,001	177,616	161,789	280,694
其の%	100	7.1	4.7	10.1	8.7	9.6	10.8	14.7	13.4	23.4

No. 3 勞 働 統 計 月 報

内 閣 統 計 局

主要なる統計を表示すれば次の通りである。

(1) 工場・鉱山・交通業労働者の延就業人員指数

昭和12年7月を100とす

昭和15年6月現在

	總 數			男			女		
	總 數	20歳未満	20歳以上	總 數	20歳未満	20歳以上	總 數	20歳未満	20歳以上
工場總數	132	141	128	150	210	154	104	102	106
窯業土石加工業	103	103	102	100	108	99	111	95	124
金屬工業	155	212	142	153	224	139	177	175	179
機械器具工業	231	291	203	222	294	194	289	284	295
造船、運搬具工業	179	286	154	172	274	149	435	500	391
精巧工業	164	197	144	162	210	140	173	174	172
化學工業	125	160	115	125	193	114	125	132	120
紡織工業	79	82	76	80	82	79	79	82	74
被服身装具工業	124	114	132	130	101	140	121	118	124
紙工業印刷業	96	104	93	95	101	93	100	108	93
皮革、骨、羽毛製造業	158	181	154	150	166	148	198	207	194
木竹草蓆類に關する工業	89	83	91	85	75	87	108	101	112
食品製造業	112	130	106	105	129	101	122	130	115
ガス、電気、水道業	115	280	111	114	276	110	209	—	202
其の他の工業	132	126	135	125	121	126	142	129	152
礦業總數	119	139	116	117	134	115	141	135	132
坑内	118	131	117	117	130	116	130	131	138
坑外	121	145	114	118	139	113	134	104	122
金屬礦業	113	139	109	110	132	107	142	175	130
石炭礦業	121	138	110	120	134	118	141	161	133
石油礦業	119	235	107	116	229	104	215	388	191
其の他の礦業	101	123	97	99	116	97	122	150	108
交通業總數	111	175	94	112	258	96	109	130	80

(2) 労働者の1日平均賃銀諸手當賃與額 (昭和15年6月)

	總 平 均			男			女		
	總平均	20歳未満	20歳以上	總平均	20歳未満	20歳以上	總平均	20歳未満	20歳以上
工場總數	224.3	126.9	232.7	274.5	156.8	321.4	104.2	92.4	121.2
窯業土石加工業	231.2	140.9	255.9	264.1	161.1	285.1	116.5	108.9	121.1
金屬工業	290.1	154.8	336.7	311.3	166.4	354.3	122.2	110.1	133.0
機械器具製造業	245.7	151.4	306.0	266.8	159.7	329.2	138.5	121.4	156.6
造船業	290.6	158.7	348.7	301.1	163.0	359.0	129.7	116.5	141.2
用器具製造業	238.0	141.1	318.6	272.0	152.7	352.4	126.9	116.7	143.8
化學工業	207.3	126.4	238.1	241.6	147.0	266.7	113.3	100.8	123.8
紡織工業	110.2	85.8	143.7	181.4	119.3	204.1	88.4	81.8	102.3
被服身装品製造業	167.9	114.4	201.1	237.3	152.5	259.7	123.2	104.0	141.9
紙工業	210.6	117.3	249.2	250.0	137.2	278.3	111.3	98.2	125.9
皮革羽毛品類製造業	298.7	166.4	326.0	345.0	202.9	365.0	120.2	117.1	121.9
木竹草蓆類に關する製造業	205.7	123.7	225.3	233.4	137.2	251.5	106.2	99.3	109.4
食品製造業	169.8	105.7	199.7	225.7	124.3	247.0	105.5	98.0	112.5
ガス電気水道業	278.8	142.6	287.4	282.2	143.6	291.6	111.5	72.2	112.9
其他の工業	166.9	112.1	194.1	219.5	133.4	247.2	106.3	98.3	112.4
交通業總數	211.3	132.3	240.3	235.8	137.0	264.4	139.8	127.1	159.9
陸上運輸業	226.2	133.2	263.7	238.2	128.6	272.2	144.7	144.7	144.7
船舶運輸業	206.4	133.3	227.6	206.4	133.3	227.6	—	—	—
運輸取扱業	303.3	248.3	304.3	304.3	248.3	305.8	123.2	—	123.2
郵便、電信、電話業	165.7	130.1	197.7	205.0	162.1	220.9	137.8	120.0	166.2

	總 數								
	總 平 均			男			女		
	總平均	20歳未満	20歳以上	總平均	20歳未満	20歳以上	總平均	20歳未満	20歳以上
礦業總數	291.3	195.1	309.6	306.3	213.2	322.0	136.8	107.3	142.0
金屬礦業	241.6	139.2	261.5	257.5	153.2	275.2	96.4	80.7	103.7
石炭礦業	309.7	216.5	327.1	324.1	235.7	338.9	145.6	118.2	158.4
石油礦業	201.4	114.5	221.8	207.1	116.6	228.1	102.1	82.9	107.5
其の他の礦業	274.1	174.5	296.7	296.2	200.1	314.0	106.0	100.2	109.9

	坑 内 夫			坑 外 夫		
	總平均	男	女	總平均	男	女
礦業總數	344.9	346.0	251.1	204.0	226.2	109.2
金屬礦業	298.2	299.2	152.8	198.8	219.8	94.6
石炭礦業	353.8	350.2	250.8	205.4	220.8	116.5
石油礦業	239.5	239.5	—	201.4	207.0	102.1
其の他の礦業	302.3	303.1	189.5	237.0	202.7	105.0

No. 4 全国産業別労働者数

労働時報 厚生省労働局

最近のものを掲げる。

全国産業別労働者数

		昭和2年12月	昭和6年12月	昭和10年12月	昭和12年12月	昭和14年12月
工場労働者	男	1,050,357	1,065,125	1,629,869	2,127,094	3,164,091
	女	1,047,689	961,287	1,162,033	1,279,875	1,486,238
	計	2,098,046	2,026,412	2,791,902	3,406,969	4,650,329
鉱山労働者	男	226,313	171,264	247,068	311,390	482,408
	女	70,853	24,247	27,136	54,781	51,566
	計	297,166	195,511	274,204	366,171	533,974
交通通信労働者	男	385,710	454,927	472,101	476,949	438,513
	女	24,713	51,684	72,374	72,375	62,313
	計	410,423	506,611	544,475	549,324	500,826
日傭労働者其他	男	1,437,840	1,509,922	1,797,322	1,618,909	—
	女	398,206	431,819	498,086	480,060	—
	計	1,836,046	1,941,741	2,295,408	2,098,969	—
土木建築労働者	男	—	—	—	—	350,201
	女	—	—	—	—	23,602
	計	—	—	—	—	373,803
ガス、電気、水道業労働者	男	—	—	—	—	69,506
	女	—	—	—	—	3,790
	計	—	—	—	—	73,296
農林業労働者	男	—	—	—	—	800,768
	女	—	—	—	—	580,489
	計	—	—	—	—	1,381,257
水産業労働者	男	—	—	—	—	207,928
	女	—	—	—	—	44,433
	計	—	—	—	—	252,362
日傭労働者	男	—	—	—	—	885,702
	女	—	—	—	—	305,937
	計	—	—	—	—	1,191,639
總計	男	3,100,220	3,201,288	4,146,900	4,534,342	6,399,118
	女	1,541,461	1,400,037	1,759,629	1,887,991	2,558,308
	計	4,641,681	4,601,325	5,906,529	6,422,333	8,957,426

No. 5 本邦鑛業ノ趨勢 (昭和10年)

商工省鑛山局編

年齢別鑛種別鑛夫員数 (昭和10年6月末日現在)

種別	16歳未満		16歳以上50歳未満		50歳以上		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	計
	金	31	—	37,080	26	967	—	38,078	26
銅	472	149	16,262	5,490	831	195	17,565	5,834	23,399
鑛	130	—	6,876	548	334	25	7,340	573	7,913
山	633	149	60,218	6,064	2,132	220	62,983	6,433	69,416
石炭	71	14	119,637	5,145	3,259	149	122,967	5,308	128,275
山	780	261	31,877	11,906	1,666	372	34,323	12,539	46,862
計	851	275	151,514	17,051	4,925	521	157,390	17,847	175,137
石油	10	—	2,998	101	170	24	3,178	125	3,303
山	—	—	761	72	53	2	814	74	888
計	10	—	3,759	173	223	26	3,992	199	4,191
其他の非金屬鑛山	—	—	2,975	—	92	—	3,067	—	3,067
坑内	14	5	3,093	686	107	11	3,219	702	3,921
坑外	13	4	1,424	202	38	2	1,475	208	1,683
計	27	9	7,497	888	237	13	7,761	910	8,671
合計	102	14	159,692	5,171	4,318	149	164,112	5,834	169,946
坑内	1,276	415	54,235	18,183	2,774	602	58,285	19,200	77,485
坑外	143	4	9,061	822	425	29	9,029	855	10,484
計	1,521	433	222,988	24,176	7,517	780	232,020	25,380	257,415

No. 6 婦人労働問題

社会政策学会論叢第七二冊 大正8年

本書は大正7年12月に開會された社会政策学会に於ける報告並に講演集であり、報告は

河田 嗣 郎 女子労働問題

森 戸 辰 男 日本に於ける女子職業問題

の二つである。

第 1. 河 田 嗣 郎 女子労働問題

1) 婦人問題は婦人が人としての権利を要求する人権問題であり、その運動も普通は中等階級の人々によつて行なはれるが、女子労働問題は労働者たる女子に關して勞賃、労働時間其の他一般的労働条件を改善し、女子労働者の地位を進め、又場合によりては労働者階級の解放を計らんとする運動である。即ち主として経済的なものである。しかし一般労働問題と異なりその中には對男子的の意義を有する所もあり、一例を挙げれば同一労働には同一の賃銀を與へよとの要求の如く、婦人問題と共通の性質をもち、その一分派と見られる。

2) 婦人問題の起源は一つは18世紀此方行はれた啓蒙運動に見出されるが、他方生産状態が革新せられた結果婦人の家庭内の生産勞務が減少し、その力に餘裕を生じた事にある。女子労働問題は、一般労働問題と起源を同じうし、産業革命以後の大企業の發展による雇傭労働の増加に基く。女子労働問題は女子の労働条件の改善等から廣く經濟組織の改造への方向に進み、社会主義運動と關連し來らんとする勢にある。

3) 大正5年末の女子労働者總數(官民合計)63.6萬人餘男子労働者58.4萬人を凌駕し、我國に於ける工場工業が半以上女子労働者の手によつて維持せられて居る。年齢は概して若く、20歳未満が壓倒的であつて、30歳以上はその數は非常に少ない。此の事は未婚者の多い事を物語る。産業別に見れば85%は染織工業に従事し、化學工業6.16%、雜工業5.32%以外は極めて少ないが、男子の分布は平均的であつて、染織21%、機械器具30%、化學工業18%等である。此の状態は固定的でなく、最近に於いては機械器具其の他の染織工業以外の女子労働者は激増して來て居る。以上の事は大體に於いて英國に於いても認められる傾向である。

4) 女子の勞賃を男子と比較すると民間工場に於いて、明治40年より大正5年迄の平均男工52錢に對し女工25錢と男工比48.1%にすぎず、官業では僅に41.6%である。工場別に見れば染織62.2%機械器具41.4%、化學46.6%等と不同であるが、その原因はその業種の男工勞賃の高低に原因をもつもので、女工勞賃は各業種共殆んど變化なく28.9錢である。此の女子の低賃銀は日本だけの現象でなく、英國に於いて41%、米國はやゝ高く51%等一般的傾向である。

此の原因は(イ)女子の人格的尊重が行なはれず、(ロ)女子の職業が職業的でなく永続的でないため不熟練労働である點(ハ)家族制度に關連し、一家所得の補充的になされる點(ニ)女子労働者の間に團結の作られない事等の諸點に求められる。

5) 労働の現制度の下で女子労働条件を合理的ならしめる爲に女子労働者の間に堅固な職工組合が作られる事が必要であるが、その結成は仲々困難である。

その原因としては(イ)女子の労働が一時的であり、生涯の職業となすものが少ない事、(ロ)女子は一般に識見低く利己心が強く、(ハ)共同運動に對する訓練が不足して居り、(ニ)組合費の支拂に困難を感じ、(ホ)雇傭主の側から威壓強く、(ヘ)男子労働組合による排斥等が數へられる。

女子組合は Craft Union にすべきか又 Labour Union にすべき乎と云ふに、現在は後者の傾向が強くと表れて來て居る。又女子労働組合も單獨に組織せられたものより、男女共同の労働組合へ趨かんとする傾向が見られる。

第 2. 森 戸 辰 男 日本に於ける女子職業問題

1) 我國では大正2年に約1,300萬の女子、14歳以上の80%女子が直接間接に營利活動に従事する。此の中約7割の900萬人は手助家族であり家庭内にあつて、夫其の他の職業の補助をなすに止まる。又残り400萬中約1/5は婢である。故に約300萬餘人の女子が有業女子として、家庭的消費經濟以外の營利活動に直接本業として従事する。それ故「女子は家庭に屬す」と云ふ言葉は陳腐で、既に多くの女子は女工、女傭夫、女店員、事務員として家庭を離れて營利的活動をなす。

女子職業の分布を概観すれば(1)腕力體力を必要とする職業には少ない。即ち機械工業、造船業等には参加は稀である。(2)精神的、肉體的熟練を必要とする方面には少ない。以上二種の職業に参加する場合は補助者としての立場からである。女子は輕易にして不熟練なる機械的労働に従事する。紡績、生絲、織物等の工女、女事務員、女教員等はそれであり、一部人夫、傭夫も見出されるが、大體女子の特質をよく發揮し得る方面に活動しつゝある。

2) 然らば彼女等是如何なる事情の下に職業的活動をなしつつあるかと云ふに、自由職業者以外に於いては極めて劣悪である。一方では家庭生活に伴ふ封建的專制を受け、他方社会的な生活に於いては資本的專制に脅かされ、彼等の生活を特色づけるものは人的隷屬と低き地位、低い賃銀、長き労働時間、不完全な住所と不良なる榮養である。職業は女子の解放者なりと云はれるが、職業は事實上解放者ではなく却つて桎梏であり鐵鎖である。

3) 我國の職業女子の増加は歐米諸國と同じく、資本主義の發展と自由思想の普及とに歸せられる。産業革命は自足的な家庭經濟をして分業的國民經濟へ移行させて、家庭内女子勞力を過剩ならしめ、此れに女子人口の過剩、結婚等の減退等が加はつた。更に資本主義に伴ふ民衆の貧困は女子を職業に送り出し、一方産業革命による機械の應用、労働の強化は女子勞

働使用の可能性を生んだ。併し女子使用の必要を命じたのは資本にとって、女子が劣悪な労働条件と低い労力費に甘んじるからに他ならぬ。

4) 女子職業問題に対する思潮として三つある。その一つは女子職業放任論でこれは資本家の不干渉論と女権論者の職業萬能論とに分れる。その二は女子職業否認論であり、男性の専制をそのまま維持せんとする良妻賢母主義の立場のものと、母性論者の立場のものと二つがある。その三は女子職業条件改善論であつて、その中一つは所謂社会改良家の意見であり、他は女子の職業的活動の合理的發展を歓迎すると共に、その職業条件を改善し、職業をして女子虚使の手段より變じて、女子に經濟的獨立を確保する眞實の解放者たらしめんとする立場である。これには社会より人間らしき生活を保證される新らしき社会の實現により始めて成就せられる。

5) 女子職業問題解決のためにとられた施設としては、先ず自助運動(ストライキ、労働組合運動等)があるがこれの發展は難しい。雇主のなすものは結局労働者の自由平等の要求を壓へんがためである。現在最も重要な地位にあるのは國家であり、工場、其の他の法規によつて、規制して居るが、工場法はその規定が労働条件改善の上からも不充分であり(女子の深夜業さへ認めて居る)又鑛山に於ける女子就業も公認されて居る。要するに女子職業問題の解決は唯僅一步を踏み出したにすぎず、前途頗る遼遠なるものがある。以上

No. 7 日本に於ける女子の職業的活動

森 戸 辰 男 大原社会問題研究所雑誌 第 7 卷第 3 號 昭和 5 年

大正 9 年國勢調査に於ける、日本内地の本業女子と婢(住込家事使用女子)は女子總人口(2,800 萬)の 37% でこれを各種職業部門への分布状態を窺ふに、先づ資本主義的色彩を帯ぶる農業で(本業女子の 6 割)、及び水産業で(同上本業女子の 0.4%)、次に資本主義的産業主義の影響を最も受けつゝある鑛業で女鑛夫は(男鑛夫の 2 割)であり、工業で(同上本業女子の 1 割 6 分)・商業で(同上本業女子の 1 割)・交通業で(同上本業女子の 6 厘)・公務自由業でこの部門は女子職業の益々發展しつゝある新領域で(同上本業女子の 3 割)に該当してゐる。以上要約するに女子總人口の 42% (廣義の有業女子總數—1,200 萬)で、残り 58% は純然たる經濟的寄生の立場にある。而も廣義の有業女子總數中の大半は種々の仕方に於て家庭内に職業的活動をしつゝある。此意味に於て彼女の王國は未だ家庭に踏止まつてゐる事を物語るものである。しかも我國民經濟の商工化に伴ひ本業女子の 3 分の 2 を占むる農業の地位の變革と、その結果、手助家族たる女子勞働力の漸減は高度資本主義發展形骸の必然的現象である。かくて此結果家庭外への近代的職業所謂精確なる意味に於ける労働婦人へと轉化しつゝある。而し又此事實は彼女等を驅つて結婚前の一小生活期間内に限定することにより職業、家庭兩生活の調和を保つてゐる。併し中産階級の顛落と無産農民層のより

極度の窮乏化と増大は兩者の調和を破り、衝突を醸成しつゝある。現實的課題の少くとも中心問題たる意味に於て本論文は重要な示唆を與ふるものである。

No. 8 ベーベル婦人論

改造文庫 山 山 菊 榮 譯 大正 14 年
岩波文庫 草 間 譯

本書の原著は

Die Frau und der Sozialismus

であつて「外國之部」抄録(6)に抄録が收められて居る。

No. 9 女工哀史

細井和喜藏 大正 14 年

本書は紡績工場に自ら勤めた経験によつて、書き上げたものである。以下その大要を述べる。

1) 募集 女工の募集も日清戦争頃迄は容易であつたが以後困難となり、各会社は募集人を置き募集に力を注いだ。此の募集人は嘘八百を並べ立て、親を瞞着し、その女子を農家から連れ出す。彼は女工募集 1 人につき幾らと云ふ様にして、会社から金を貰ふのである。各会社の募集人は女工争奪を死に物狂ひで續けたが、その不足を補ふ意味で他工場からの引抜きもやる。大體に云つて、最近では以前程無茶をせず、女工募集も永續的となつて來た。

2) 入社すれば必ず年期を決めねばならない。大抵は 3 年であるが、前借をすると容易に退社させない。又或る会社では途中退社するものの保信金の没収迄やる。採用に際しては身體検査を行ふが基準は仲々面倒である。

3) 紡績部は晝夜業で労働時間は 11 時間、織布部は晝業で 12 時間であるが工場法以前は 12 時間 14 時間であつた。晝業のものには強制的残業政策がとられる事が多い。休憩時間は 9 時、3 時が 15 分、12 時が 30 分とあるが、機械の手入れなんかで全く無きに等しい状態だ。整經、引通、織布、練條工、粗紡、精紡工、共に請負ひであり他は日給制度となつて居る。その初任給は一般女工 55—60 錢、養成女工 38—52 錢程度で、男工は年齢により差があるが 75—90 錢である。紡績月報によれば男、女工平均収入は明治 36 年 36.8 錢、23.5 錢より漸騰して大正 7 年 72.1 錢、53.1 錢となり大正 10 年には 149.2 錢、114.6 錢へと急激に上昇して居る。賞與は製額賞與と世間並みの賞與、皆勤賞與の 3 種に分けられる何れの工場でも給品制度が行なはれ、日用品は全部賣店で賣られ、それは必ずしも安くはない。

4) 工場法施行前には種々の非人道的懲罰制度が設けられ、更に不合格品の場合には罰金

制度も附加された。4等品の場合は織賃没収である。此の不合格品の出来るのは80%迄本人に責任のない原因によるもので、不當も甚だしい。工場法制定後は自由競争による能率増進を企圖し、強制定額制度を作り、それ以下の場合には譴責し、夏期の低能率を防ぐために精勤奨励を行ひ、模範女工表彰もやつて、無理に働かせようとする。

5) 紡績女工は工場に於いてだけでなく、寄宿舎に於いても種々の拘束を受ける。外出は制限され、時には禁止を食ふ場合もあり、食物も外部から自由に持ち込めず讀物へも種々の干渉を受ける。書信さへ没収に會ふ事もあり、信書に自由もない。強制的貯金も女工の意志を無視して行なはれる。寄宿舎では部屋長なるものがあつて、細々しい生活に迄干渉するし、工場では服装は制定され、お化粧、身づくろひは禁止されて居る。

6) 女工の寄宿舎は逃亡を防ぐために、一つの城廓をなし時には深の如きものでめぐらされ、建物も初期のものは天井板なく、1人1畳程度の廣さで、晝夜業の所では交替でもぐり込む。しかし新しい工場では大分善くなつた。

工場の賄たるや實にまづく、又不潔である。食費として寄宿女工1日1人につき9錢を徴収して居たが物價騰貴で今では1日12,3錢の所が多い。各會社では食費の補給をして居ると云ふがそれは嘘である。

7) 綿繊維に濕氣を與へると強度をまし、作業能率を高めると云ふので、保健の點は一向おかまひなく、織布工場では特に甚だしく、温度は高く、夏季に於いて焦熱地獄となる。音響は劇しく、普通に談話も出来ない。

8) 醫療機關は一應そろつて居るが、醫者は横柄で親切味がない。託兒所、保育場もある所とない所がある。會社扶助は種々の規定があるが此れが嚴守して居るや否や疑問だ。相互扶助は會社が自分の負擔を軽くするためにやらせる。

9) 通勤する男工は指定下宿に入る。此れは主として關西に行なはれ、その建物たるや非衛生的であり、下宿の親父は職工の勘定取立の代理權を會社から得て、給料は直接下宿屋が受取るのである。金は貸すし、物品は立替へるし、此れ等が會社のために足止め策となる。

10) 工場監督官の行動は名前だけで、實際何の役にも立たぬ。工場には「ごろつき」が居て職工を壓迫して居る。

11) 紡績男女工の教育程度が低い事は衆知の事であるが、手紙も書けぬものが仲々多い。工場では私立小學校を設けて、女工募集に好都合にして居るが、或る工場では商業女學校迄設置して居る所もある。労働者の會は天降り式に作られて、労働組合への防塞とされて居る。職工養成には經驗工の側につけて見習はせる見習法と養成機關によるものとあるが前者は主として中工場であるに對し、後者は大工場に多い。

12) 女工の心理的觀察は非常に難しいが、著書の觀察する所によると正しい戀愛觀をもつて居り、普通云はれる以上に貞操觀念はしつかりして居る。彼女等は何れも孝行娘で苦しい

生活をして親を恨まず、何處までも親を頼つて居る。平生は温順ではあるが胸奥深く反抗心をひそめて居り、それは種々の小唱にも現はれる。怯懦性はつきもので、快活な點は少ない。彼女等はその悲惨な生活を一時は呪ふが、やがて何うにもならぬ事だと悲しく諦め宿命となる。男工に對する輕蔑は一般的であつて、此れは男工の非人格と女工の無教育に原因する。遠い山河をこえて、父母と別れて來た彼女等は當然ホームシックにかかり、センチメンタルな感情によくとらへられる。普通の女に比べ嫉妬心は非常に強いが、これも工場の悪い環境がさせた事であらう。

13) 女工に結核病の多いのは衆知の事實であるが、それによつて死亡するものは枚舉にいとまがない。次に消化器病と脚氣及び感冒が紡績工の三種病として甚だ多い。眼を悪くするものは驚ろくべきもので、女工の婦人病も之れに付け加へねばならない。

14) 女工の教育程度が低いためにその思想も幼稚であり、團結心弱く、労働組合の結成は容易でなく、黎明はまだ遠い。以上

No. 10 本邦に於ける婦人職業問題の現在と將來

高野岩三郎 全關西婦人聯合會 第2卷第6,7號 大正14年

博士の全關西婦人聯合會主催婦人文化講座に於ける講演を筆記したものである。博士は先づ現代の二大問題である労働問題及び婦人問題について、兩者の理想とする所は一は階級對立であり、他は兩性併立であつて、その性質は似て非なるものであり、ペーベルの有名なる「未來は労働者と婦人とのものである」との註もこの意味に解すべきであると説き、この二大問題の交叉點である標題について、森戸氏(大正7年)の研究を補足しつゝ議論を進めてゐる。博士は第一回國勢調査、工場監督年報等の統計によつて職業婦人(廣義)の現状を鳥瞰し、東京市社會局、大阪市社會部等の調査に依つて其れ等婦人の實狀を略説し、「職業は女子の解放者であるといはれてゐる。女子が性的寄生の状態より近れる道は經濟的獨立であり、經濟的獨立への公道は即ち職業である。しかるにも拘らず、多くの女子はその職業生活に於て新たなる奴隸の境遇に立ちつゝある。職業は彼等にとつては解放ではなく却つて桎梏であり、鎖鎖である」との森戸氏の叫びは、大體に於て7年後の今日に於ても當を得たものであることを悲しむと云ひ、之が對策として、現今多くの業主によつて試みられつゝある不完全なる慰撫的對策の齒牙にかかるに足らざる事、改正工場法すらが、大正12年3月既に公布されてゐるけれども、その施行令はまだ發布せられるに至らないことを擧げ、しかし、時代は變遷しつゝある、組合運動はまだまだ前途遑遑の感があるけれども、職業婦人の労働争議が殊に無智な女工の方面に於てすら近時漸く頻繁となりつゝある事はやがて一歩一歩婦人職業條件の改善を計り經濟上、政治上、教育上に於ける婦人の地位を向上せしめ、以て資本專制制度、男子專制制度の牙城に肉迫して職業婦人の問題を合理的に解決すべき曙光の見え初め

たものであると論じてゐる。

No. 11. 都市の婦人勤勞者

岡 島 伊 八 社會事業研究 第 13 卷第 5 號 大正 14 年

大阪府社會課に於ては大正 14 年 3 月市内の婦人勤勞者に就て實際調査を行つたが、該調査の成績に表れた概要を報じ併せて著者の意見を記してゐる。

調査の成績中より茲に重要なりと思ふ事項を 2, 3 摘記すると、年齢は 15 歳乃至 45 歳であつて、15—20 歳は 48%、20—24 歳は 41%、平均年齢は 20—24 歳である。収入は總數の 70% が日給者で、30% が月給者であつて、總平均 1 ヶ月收入 35 圓 40 錢である。就職の動機は總數の半數は同居家族扶助のため、業務修業、自活、別居家族送金等の順序である。教育程度は總數 1,433 中、高等小學校卒業 30%、女學校卒業 28%、尋常小學校卒業 21% であると云ふ。

上記すが如き結果は現代の婦人職業の大體の實際を略推知せしめる。近時地方より大都市へと求職の爲に來往する者の數を増加しつゝある事、女子就業の移動率多き事、公休日の少き事、婦人勤勞者の教育程度は以前の尋常小學校卒業程度より高等小學校卒業程度に移り今や漸次女學校卒業程度に移りつゝある事實等は注目すべき點であると述べてゐる。而して最後に我國では男女を問はず勤勞者の生活問題に關し、社會一般の注意を注ぐ必要がある。實に現代人の苦悶は生活苦と戦ひつゝ、しかも其人格及び經濟的生活の獨立を自ら支持すべき境遇に置かれつゝある事であつて、吾等は我國の社會政策がやゝもすれば其對策が主として被惠者、心身缺陷者救済にあるものゝ如く解釋されるのを遺憾とすると述べてゐる。

No. 12 勤勞婦人の歴史的使命

岩 崎 盈 子 社會事業研究 第 17 卷第 7, 8 號 昭和 4 年

眞に自覺せる勤勞婦人は自己を現出せしめる歴史的法則を認識し、且つこれの意識的統制によつて社會を改良せしめ得る歴史的使命を自覺せねばならぬ。今日多くの無産勤勞婦人を出現せしめたものは、多くの無産婦人をもその家庭内に安じさせて置く餘裕のない社會の現状——資本の無制限な自由活動と搾取對象の自由選擇の許された現代資本主義社會は、資本にとつて有利な諸條件、(1) 一家の生計維持者たる男子の收入を補助する立場に於て女子勞働はその賃銀が同一量の男子の勞働に比して極めて低廉である、(2) 女子勞働は産業豫備軍を増加し資本家に對して雇傭條件を益々有利に展開せしめる、(3) 女子は久しきに亙る傳統的慣習によつて比較的劣悪な勞働條件の下に傭入れ且つ之を酷使する事が出来る、を充す爲に、一方婦人に對して自己の勞働力の處分、職業、賃銀收得の自由の權利を認め、他方彼女と育児の家庭から切離して勞働市場にかりたてた。

かゝる勤勞婦人の地位勞働條件を最もよく理解しその本質を完全に把握し得る勤勞婦人はその實踐を通じて婦人が何ものにも屬さない自由社會への科學的展望、歴史觀を獲得すると論じてゐる。

No. 13 婦人の職業上の進出狀況

中央職業紹介事務局 昭和 8 年 7 月

職業への婦人進出は躍進的增加を示してゐる。之を職業別に見れば、一般に婦人勞働者は求人超過であり、所謂職業婦人なるものは求職超過である。年齢別に見れば 20 歳未満が全體の約 40% を示し、25 歳未満が約 30%、30 歳未満、40 歳未満、15 歳未満、50 歳未満の順になつてゐる。教育程度は小學校卒業程度以上にして、それ以下の者は全體の一割に達してゐない。以上は全國的統計の結果であるが、之を地方的に見て各職業紹介所の求人求職に現はれたる特殊傾向をも記してゐる。次に從來男子の勞働たりしものにして女子に代用せられしものを見れば、紡績工業、手工業の大部分、自動車の車掌、都會の接客の仕事、事務、計算等が報ぜられてゐる。更に専ら婦人を以て充當せられる新職業は主として、女で感じのよいといふ接客の仕事である。之を要するに婦人の職業上の進出は、女子の従順なる性質と低率賃銀の利用によるもので男子の補助的役割をなすにすぎず従つて本質的進出は認め得られない狀況であると。

No. 14 世界 織 維 工 業

大日本紡績聯合會 昭和 12 年

本著は International Labour Office の

The World Textile Industry—Economic and Social Problems, 1937.

の邦譯である。

抄録は本書「外國之部」抄録番號 36 號を見られたし。

No. 15 日本 産 業 勞 働 論

高 橋 總 吉 昭和 12 年

本書の第 2 篇第 4 章が「我が國女子勞働事情の特異性」に當てられて居る。今此の部分を抄録する。

1) 我國に於ける女工問題が工業勞働の全面的立場から論じられつゝある。此は決して「人道主義」的の女工問題ではなく、1) 工業勞働分野に女工が如何に重大地位を占め、我が工業の發展に如何に貢獻して居るか、2) 此の勞働事情は如何にしてもたらされ、いかなる特殊性を我が産業勞働界に與へて居るか、3) その勞働對策は如何になさるべきかの三點に

立脚する。

2) 昭和9年に於いて女工は全労働者の46%を占め、過去よりは比率に於いては減少したとは云ふものの、依然大きな比重をもつて居る。最近に於ける減少は専ら男子を使用する重工業製の發達した結果であり、紡績業等では女工により男工の驅逐さへ行なはれつゝある。現在紡織工業では女工比率は80.9%を占め内製絲42.2%紡績85.4%に及び、化學工業では35.1%「その他」工業では51.4%を占める。我國女工の重心は生絲、紡績、織物の三大事業にある。

3) 此の女子労働の多數性の原因はイ) 農村の過剰人口の存在、農民の低所得が子女の出稼を必要ならしめること、2) 農村の商品經濟化による農家子女の失滅、3) 低い労働條件に甘んじること、4) 我國工業が輕工業中心なること、5) 機械化により若き新規女工を使用し得、6) 農村子女の能率が割合高いこと等が數へられる。

4) 婦人労働の構成を見るに、農村出稼の女工が壓倒的でその中農山村及び漁村出に多い。退職後も歸農するものすこぶる多く、南九州では80%を占める。かゝる事情は必然的に勤続年数を短かくし、その労働力の募集のために、各社は募集人を置いて、昭和9年中には男女人員27万人中女工25万人を得て居る。此の中製絲55%、紡績32%、織物8%で他は問題とするに足りない。

當然のこととして女工の年齢は若く、19歳以下の女工43萬全女工の64.6%に及び男工の16.9%と對照的である。更に紡織工業のみでは68%に及んで居る。又女工の83.7%迄未婚者であり、紡織では88.3%を占める。

以上のことから勤続年数が非常に短くなることは當然である。

5) 寄宿舍制度は歴史的には徹夜業を行ふ必要上とられた手段であつたが、その目的は労働の強化策即ち労働時間の延長を容易にすること及び出勤率の向上策の二つが最大目的である。これによつて、支拂賃銀を低廉になす利益は云ふ迄もない。又一方農村子女を使用する必要からも取られた。現在寄宿舍制度はいよいよ普及し、全工業に於ける女工の80.3%迄が寄宿舍女工であり、紡織では91%に及ぶ。

6) 以上述べた女子労働の特殊性は、必然的にその低賃銀をもたらす。統計局調査によるも60錢未満22.7%、60錢—1圓未満44.5%、1圓未満合計で67%に達し、此れは男子の11.2%に比べ、非常な相異である。尙注意すべきは16,7歳以下に於いては男工よりも女工の賃銀の方が高いか乃至は同格であり、それ以上となると差が生じ、それが擴大する。此れは女工の多くが成年期に入ると共に退職更新する結果である。

労働時間について見ると重工業に比し輕工業の方が長く、一般には女工の方が長時間作業であると云ひ得る。此の原因は1) 輕工業は筋肉的労働の輕きこと、2) その生産量は作業時間に正比例して増大する傾向をもつこと、3) 職工の多くは女工で、從順にして、労働組合

の反對もなく、寄宿舍制により時間延長が、比較的容易となり又出稼女工である爲、過長労働から來る疾病等の責任を免れることが可能である等である。

7) 女工の教育程度は最近に於いては向上し、歐米先進國のそれに比し必ずしも劣らず、協調會の調査によるも小學卒81.2%義務教育中退は僅5.2%にすぎない。

No. 16 纖維工業労働に於ける社會と經濟

風早八十二 法律時報

日本纖維工業労働者状態の改善の問題は從來より歴史的重要性をもつて居たが現下に於いてこの問題が事新しい重要性をもつのは次のモメントによつて問題が発生したがためである。その一つは最近に於いて生産力向上と兵力の擴充が焦眉の急を告げ國家が具體的に社會政策に乗り出した事であり、其の二は1937年6月の國際労働會議が纖維工業に於ける最低就勞年齢の引上げ、14歳より15歳へ40時間労働制の問題を採擇した事である。我國纖維工業資本はかゝる労働條件の改善の承認を迫られて居るがその不可能なる所以を分析せんとする。

1) 日本産業に於ける纖維工業の比重は壓倒的であり此れは機構的に必然化されて居る。即ち日本資本主義の後進性、農業に於ける資本主義的發展の後れから來る潜在的過剰人口、工場労働者の組織力の缺除等に胚胎する。かつ又その價值實現は主として國外市場で行なはれる。

2) 日本纖維工業の競争能力の基礎はその一つとして、高度の獨占化と國家の保護とを挙げ得る。しかし此れは多かれ少なかれ各國についても見られる事であつて、最も重要視せねばならぬ點は纖維労働諸條件である。1労働者1時間當り綿絲生産性は(40番手以下)英4.5封度、米5.6封度に對し、日本は3.1封度で31—45%低い。その同一封度に對して支拂はれる勞賃は英米夫々2.2ペンス、3.3ペンスに對し、日本は0.53ペンスである。

即ち、日本纖維工業に於いては生産能率についても、又賃銀についても相對的に低位にある。此の低賃銀は一部の人は圓價の實質的消費力は必ずしも低劣でないと言護するが、それは國民生活一般の低水準を前提としてのみ言ひ得る事である。日本に於いては生産費中、機械の磨損及び減價に基く費用は相對的に低く、少女労働力の壓倒的充用は意識的な時間短縮要求を阻止し、その農村過剰人口は極度の低賃銀と請負制を可能ならしめる。労働時間は1週40時間制は米、佛、伊の3國、48時間以上は日、支、印の3國他は全部48時間以下であつて、日本が平均1週54時間である事は、外國資本にとつて、大きな論議的となるのは當然である。

3) 纖維工業準備會議の討論に於いて主として消費力の増加が問題とされたが、之れには消費者自體の消費能力を上げんとする立場(之れは労働條件の向上と結び付く)他は商品

自體を廉價にする事によつて達せんとする立場である。後者は労働条件向上には反対しないが、關稅の低下を主張する。此の會議に於いて現象的は現はれた通商政策問題は、以上二つの立場の基本的對立に於いて考察されねばならない。云はゞ社會的なものと經濟的なものと對立である。

だがしかし兩者は實の所利潤經濟と云ふ壁一重によつて隣合せに坐して居り、此の壁は益々薄弱なものとなりつゝある。即ち兩者は窮極に於いて一致せねばならぬのではなからうか。

4) 治外法權地域に於ける工場法適用の問題につき支那代表は支那に於ける外國工場が支那工場法の適用に服さぬ事實が支那労働者の労働条件改善を妨げて居る事を主張し、結局支那側の主張が採用されたが列國が理窟通り日本の繊維工業資本に對立して支那の労働条件向上を支持して居ると見る事は尙皮相の如くである。

第 2 節 戦時婦人労働問題に関するもの

No. 17 女工の使役

馬場 象夫 日本工業協會編 戦争と労働 昭和 14 年

著者は、同氏が工場長であつた日立製作所日立工場に於ける女工使役の現状（昭和 13 年 7 月）より説き、女性労働者使役に就て如何なる問題を考慮すべきであるかを述べ、更に進んで戦時體制下に於ける女性労働者の重工業への進出とその對策に言及してゐる。著者は實地に精通せる技術出身のものであり、その意見には多々傾聴すべき點があるので、こゝに内容の要點を摘記すれば次の如くである。

1. 日立工場に於ける女工使役の現状

(1) 女工の在職年月は平均 2.1 年で短い、女は第一義として母としての人生を完うさせねばならぬと考へる。(2) 教育程度は一般に繊維工業よりも、高級の教育を受けたものが多い（高等小學卒業 55.7%、尋常小學卒業 26.1%、高等女學校卒業 11.2%、尋常小學未卒業 0.6%）。(3) 出勤率は男工よりも高率である。女工に殘業をさせないからだと思ふ。平和産業としては女工の Overtime は不利である。(4) 配偶關係は大部分未婚の青年工で、既婚者は 2.5%。(5) 年齢分布は平均 18 歳 2 ヶ月で 16—22 歳が大部分である。(6) 授乳室を設け、1 日 2 回授乳を許す。利用者は 100 名足らずであるが、これは尊い事業である。(7) 女工の移動は激甚である。婦人には訓練教習が長年月を要する仕事を與へるのは適當でない。2、3 週間で習熟出来る仕事を與へるべきである。即ち婦人には母としての人生を考へてやるべきで、使用者側の使事の便益のために、母性を犠牲にするが如きは絶對不可で、事

實成功しないことである。(8) 女工に不適な仕事は (イ) 扱ふ品物が重くて荒い仕事、(ロ) 大型機械工及び經驗知識を要する仕事、(ハ) 危険を感じる熱鐵及高速運轉帶電品等（鍛冶、鑄物湯注ぎ等）である、また女工に適せる仕事として、(イ) 手先指先を器用に使ふ仕事（小物電機及計器）、(ロ) 單純化された反復作業（グリッド・ハンドル、鑄物）、(ハ) 小物の検査、員數調べ、カード及圖面の整理（事務女手）、(ニ) 塗裝作業（但し高い所に登つて塗るのは危険）を擧げることが出来る。6 呎以上の旋盤仕事、中以上のハンマーを使ふ仕事、刃を要したり、知識を要したり、瓦斯截り、熔接、焼入れの如く熱による危険な仕事には女は使役してゐないが、時局の推移と共に、小捻子切り、小型スプリング捲き、鑄物中子等は女に置換へることを擴張せねばならぬと考へる。

2. 女性労働者使役に就て考慮すべき諸問題

女工使役に於て先づ考へねばならぬ根本原則は母性を否定するが如き就役強制は絶對不可である、といふ一事である。(1) 勤続年數の問題、滿 16 歳就役とし、滿 22 歳退役とすれば、全期間は 6 年となる。早く止めるのと永く働くのと平均すれば、大體 3 年在職は必ずしも過大な要求とは思へぬが、自然の實數は 2 年 1 ヶ月である。在職平均 3 年を目標とする。それ以上は我國の國狀では望むことは無理である。退職者の事由調査（半年 480 件について）は家事上の都合が斷然多く 51%、縁組 19%、歸郷及病氣 14%、其他 16% である。近く妻たり、母たるべきに充分な教養を與へれば、勤続年數を延ばすことが出来る。高等小學卒業直後の女子は 1、2 年間は發育への影響を考へ、苦役に就かしめぬことが必要である。(2) 女の生活、賃銀は初給平均男の 55% である。女工の被服費を縮少し、榮養攝取に轉せしめることが必要である。(3) 教養と風紀、風紀問題に對しては嚴罰主義で臨む。嫁入り前に期間を残して家庭で教養した方が、女工を止めて即刻嫁ぐよりは良いと思ふ。(4) 保健衛生、(イ) 發育未完の餘り幼い女性を使はぬこと、(ロ) 殘業させぬこと、(ハ) 嫁入り直前に時日を與へる、運動獎勵。

3. 戦時體制に於ける女工の重工業への進出とその對策

機械工場の女性化し得べき限度は平均 15%、高々 20% が限度である。その女性化についての對策は次の如くである。

(1) 重量品扱に對する對策、(イ) 運搬設備の改善、(ロ) 分割輕量化、(ハ) 人數を増す（女性労働の敏活を期するには一品約 15 kg が限度）。(2) 家庭労働の解放、家庭雜役から女性を解放し（托兒所設置、共同炊事即ち個別的食料調理を綜合し、女子専用食堂を工場及市中に設ける）、僅かでも殘業時間を加へ、2 交替でやらせる。(3) 工程の細分化と標準化、單純反復仕事が男子よりも女子に得意であるといふ利點を活かし、工程を細微分し、標準化して訓練せしめる。製品の性能、材質といふやうな精細な知識は男性に任せる。小旋盤、穿孔機、小型フライス盤等の内ボール盤作業は最も女性に適してゐる、これも細かい方が適し

てゐる。即ち細かいのを數多くして女性に適する設計に改める。(4) 教育訓練其他、實際働いてゐる先入女子就業の現場を見せ、續いて短期實習をやらせる。女子の職場に於ける配置は出来る丈女子のみにする。

No. 18 工場に於ける戦時對策

商工省生産管理委員會 昭和 13 年 11 月

本書は生産管理委員會の報告であつて、本文と附録より成る。報告本文の大要は次の如きものである。

近代戦に於ける女工の重要性は贅言するを要しないが、女工の機械作業に對する能力は想像以上であり、英、米、獨に於いて経験済みである。女子に不可能な作業は力仕事、その都度判断を要する作業、特別の知識と熟練とを要する作業であるが、最も適する作業は單純な反復作業である。尙女子は勤続年數が短いから勞力需要に對應して伸縮性が大である。

我國の機械工場に於ける女工の使用は不充分であつて、尙幾多の作業に使用可能である。

女工使用上注意すべき點は

1) 訓練 女工を機械工場に入れるには、現場に出す前に短期間の訓練を授ける必要がある。その爲には 特別の部屋で出来るなれば女の教師によつて訓練を與へる方が適當であらう。

2) 作業の細分 重量品を取扱ふ場合には一寸した起重機を取りつけるとか、立作業を座業にするとか、安全装置をつけるとか云ふ事も女工使用のためには必要となるが、更に進んで作業を分解して、その一つ一つが極めて簡単な作業とする場合は女工使用範圍はずつと擴大せられる。

3) 作業の指導 男子と共に同じ作業場で作業させる場合には女工を一纏めに集める方がよく、作業上の指導者としては熟練した役付工を當て、外に女工數名乃至 10 名に對し 1 人位の補助員を置く事が望ましい。

4) 勞働時間 女子は男子に比し體力が弱いから勞働時間、休憩方法に特に考慮する必要がある。もし工場が晝夜業を行ふ必要の生じた場合は女子は 3 交替とする事が絶対必要であるが、深夜業は體力上から見て成るべく避けべきであらう。

5) 女の監督者 女に對しては、どうしても女の監督が必要であつて、男では充分女工の相談對手、世話役となり得ない。

6) 女工使用上必要な施設 その主なるものは

- イ) 休憩室及び更衣室(男子と區別する事が必要)
- ロ) 治療室及び看護婦
- ハ) 腰 掛

ニ) 作業用服裝、和服の場合大體モンペの類を使用するが適當であるが圖に掲げる様なものがいい。帽子は災害豫防のために必要である

ホ) 食堂及び便所 之れは男子と全體別のもを設けるべきである。

附録として前世界大戦中イギリスの機械工場に於ける女工使用の狀況、英米に於ける女工使用の實例、我國某海軍工廠に於ける女工調査があり、最後に我國の女工について 1) 女工のなし得る仕事と不可能の仕事、 2) 女工の服裝、休養、設備、適當年齡及び在職年數に關する現状又は意見の二項目の調査がある。今その中最も重要なりと考へられる 1) の總括表を全部掲載する。

我國に於ける女工の爲し得る仕事と不可能の仕事(商工省生産管理委員會の資料に據る)

作 業	男工と同等又は大差なく出来る仕事	不可能な仕事	備 考
1. 製 圖	寫圖、青寫眞燒並に切斷、墨入れ	技術的素養を要する仕事 例へば設計製圖、見取圖等	相當の期間製圖教育を施せば 簡單なる設計等は可能
2. 木 型	木型の塗粧	木型製作	一般に困難
3. 鑄 物	小物機械型込、小物中子込、湯口作り、小物中子製作及び仕上、中子用釘及び針金延し、砂落し、鑄眼落し	熟練技術を要するもの又は重量及び危険作業	作業方法、設備等を變更すれば簡單なる型込、中子取り、混砂、仕上げ位は可能
4. 鍛 冶	小物焼入		一般に困難
5. 製 罐	小物作業	大型作業	一般に困難
6. 熔 接	ガスによる小物熔接及び小物切斷、スポットウェルド及びバットウェルド熔接棒藥塗布	大物熔接	簡單なもの以外一般に困難
7. 鍍 金	小物液漬、取洗、化學處理及び磨き		
8. 旋 盤	一般旋盤作業、ターレット作業の一部、孔明け旋盤作業	段取仕事、大物旋削、バイド研ぎ	簡單な小物作業で、同一製品を繰返す場合最も適す、特技を要するもの不可、ヂグ、ゲージを完備すれば可能範圍を擴大し得る
9. フライ ス 盤	一般フライス盤作業、小型手送り盤作業	段取仕事、大物フライス盤作業、複雑な仕上、上仕上	技術の應酬を施し、ヂグ、ゲージを完備すれば可能範圍を擴大し得る
10. ボール 盤	ハンドドリル又はセンシチヴドリルによる作業及びクランプ立作業、ベンチドリルによる小物孔明、ヂグを用ふる諸種の孔明け	段取仕事、大物孔明け	安全塗裝及びヂグ、ゲージを完備すれば可能範圍を擴大し得る
11. 平削盤	簡單で反復する平削作業	段取仕事、バイド研ぎ	
12. 形削盤	小物多量品		
13. 研磨盤	小物工具研磨盤作業、簡單なる小物研磨、表面研磨、外徑研磨、仕上り品磨上げ	複雑作業	
14. プレス	ハンドプレス作業、簡單な打貫及び曲げ作業、薄板小物作業、小ボンチ孔明け打貫	段取仕事、大物打貫、複雑な仕事	安全装置完全にすればパワープレス可能

作 業	男工と同等又は大差なく出来る仕事	不可能な仕事	備 考
15. 齒切盤	小形齒切盤作業、小齒車の製作、簡單で反復的な齒切作業	段取仕事	自働盤を用ひ、安全装置、デグ等を完備し又は指導者を付ければ大部分の作業可能
16. 心立盤	小型心立盤作業		
17. ネヂ切盤	小物ネヂ立、小型自働ネヂ切盤作業、ボルト・ナット・ネヂ切、古ボルトネヂサラへ		
18. 木工	小物木工、木工品塗粧		
19. 組立	小型製品の簡単な組合(例へば計器、扇風機、高壓器、蓄電池、小物スイッチ、剃刃研器、小型バルブ光學機械、電気掃除器、安全熔解器、小物固定器等) 小物部分品の簡単な組立(例へば開閉器、變壓器、自轉車、オートバイ、オルガン、アコーディオン等の部分品) 部分品の取付(自轉車内附屬部分品)、光學レンズの接合	重量組立	作業場に運搬起重機等を設ければ可能範囲を擴大し得る
20. 仕上	小物、簡単な手仕上、型修正鍍金仕上、部分品ボルト類の返取、面取、摺合(兩面、外側)簡単な鍍金、彫刻(文字及數字)磨き作業(フロベラ翼表面研磨、測定機械部分品磨き、ボンデライト磨き、光學レンズ磨き、硝子磨き、金屬水磨き、ラック磨き等) 布内張(内服糊貼)、車内裝飾(裁断)	大物仕上、複雑な仕上	
21. 電機製作	小物コイル捲、綿絲、紙、ゴムテープ等による絶縁被覆、コイル整形、細銅線の引伸し、繼線、組線、捲線作業中銅線のポピン捲、受信機及びコイルの配線、扇風機、小型モーター等の鐵板刷へ、計器、變壓器等の端子付け、溶接作業	力仕事	
22. 板金	曲げ及び均し等の加工、半田揚げ	力仕事	
23. 塗	小物製品及部分品の下地塗、中塗、仕上塗、ドープ、ワニス等の刷毛塗、吹付、防水紙塗方、ペーパー仕上、錆落とし、洗滌、乾燥		
24. 防蝕	小物の防蝕處理		
25. 縫	ミシン縫及手縫		
26. 検査	小物品の検査(計器電気試験、銚類、兵器小部品、リミットゲージ、光學レンズ、光學機械の仕上検査、規格品の檢定等)、製檢品機能検査手傳、硬度查、分析、簡単な工程検査、材料試験、檢印打方	大物検査、熟練技術を要する検査 複雑な機能試験、綜合検査、その程度判断を要する検査	加工中の寸法検査の檢定法を確定し、ゲージを使用し、指導を與へれば可能範囲を擴大し得る
27. 調整	光學レンズ調整、計器調整、樂器調律		

作 業	男工と同等又は大差なく出来る仕事	不可能な仕事	備 考
28. 整理	小物材料の整理及取揃へ、倉庫内の整頓、ネヂ類釘類の整理、鋸選り、針金のばし		
29. 工具管理	工具、ゲージ、材料等の保管及び受拂		
30. 圖面管理	圖面の保管、貸出及び收納		
31. 包装	製品の包装、レッテル貼付、箱詰作業	力仕事	
32. 運搬	小物の運搬	力仕事	自働運搬車を用ふれば使用範囲を擴大し得る
33. 記録	一般記録		
34. 事務	庶務、會計、統計、現場事務、(例へば工事手配、傳票整理等)		
35. 雑務	雑役、掃除、器具洗ひ、湯沸し、炊事、小使、給仕、タイプライター、電話等		

No. 19 戦時下婦人労働者の状態

京濱工業時報 第6巻 12-14 號 昭和14年9-11月

戦時下婦人労働の重工業への進出は當然重工業部門の男子労働に對する比重を重くする。かくて先づ次の諸點が問題となつて来る。

- (1) 婦人の低賃銀の男子労働者への壓迫
- (2) 生産行程の極度の分業化の問題
- (3) 労働婦人の家庭からの離反傾向の増大

戦争は婦人労働者の進出を要請して居るがこれが爲には現在日本の専ら家庭婦人としての女子教育方針については、改められるべきものと考へられる。即ち職業教育を中心とした女子教育への轉換である。

更に又現下の職業指導に關しては、ミシン踏みとか玩具作りを中心とした、従來の授産は再考すべきである。現在要求されるのは前資本主義的家内工業の授産ではなく、近代的な科學的工業制を對照としたものでなければならぬ。次に三つの大工場に關する京濱工業社の調査の大要を述べる。

第一の工場

川崎の某巨大工場、女工40%を占める。全女工2,769人については16-19歳は63%と壓倒的である。女工の職種は

- 1) 旋盤工。2) 機械仕上。3) プレス工。4) ドリル工。5) 器具検査工。6) 鍍金

工。7)メートル組立。8)器具組立。9)器具部分品製作。10)製函工。11)化学製品製作工。12)精密器具組立工。13)圃工。14)包装工。15)記録工。16)硝子検査工。17)硝子加工。18)ドリル組立工。19)電×組立工。20)電×分品製作工。21)電×検査試験工。22)××管組立。23)××管検査試験。24)放×管組立工。25)放×管検査組立。26)××製作。27)メートル検査試験。28)雑役。

以上の28種である。此の龐大なる女工群を指導訓練するために同工場では20名の女子補導員を各職場に配置して、女子の作業の指導訓練に當らせて居る。

第二の工場

此の工場は、男工に対する比率は12%で856人、事變前に比し15%の増加である(14年8月初め)。現在の女工の作業は、婦人特有のものか或は又男子に対する補助的作業の範囲を出て居ない。

職種別人員は旋盤1、ボール盤2、仕上6、研磨1、プレス4に對し、巻線212、絶縁187、記録163、電機組立135名となつて居る。

各職種の習熟期間と男子との能率は、以下の通り(その主なるものである)。

	熟練期間	男女能率比		熟練期間	男女能率比
プレス	6月-8月	100%	旋盤	1年-3年	100%
熱處理	6月-8月	100%	ボール盤	1年-3年	100%
巻線	10月-1年	100%	仕上工	1年-3年	60%
絶縁	6月-8月	100%	電池	2月-5月	80%
機械検査	1年-3年	100%	電機組立	6月-1年	60%
鑄物	1年-3年	100%	運轉	2月-5月	80%

即ち技術を要する職種は60-80%の對男子能率であり、現在女子の占める比率の多い職種は習熟期間が短く、又その能率も男子に劣らない。

本工場の勤続年数は、相當長く、全員865名中4年以上は297名、2年以上3年未満144名と合計で全體の過半を占める。

年齢構成も21歳以上が39%を占めて居るが智的労働を必要とすることから來るものと思はれる。

第三の工場

此の工場は大井の某工場であり、女工は460名で全労働者の7%を占めるにすぎないが事變前迄200人位しか居なかつたからその増加は相當なものである。女工の職種とその人員、習熟期間、對男子比率を示すと以下の通り。

	人数	習熟期間	能率(%)		人数	習熟期間	能率(%)
仕上	6	1年-2年	00	調整	78	6月-1年	100
鑄物	10	"	00	硝子彫刻	2	1年-2年	80
プレス	10	6月-1年	100	レンズ	149	6月	100

	人数	習熟期間	能率(%)		人数	習熟期間	能率(%)
研 磨	35	六月-1年	80	化 學	25	3月-6月	100
バルサム	5	1年以上	90	研 究	8	3月-6月	100
記 録	44	3月-6月	100	硝子荒削	28	6月-1年	90
檢 査	51	6月以上	100				

精能の高い作業程男子との割合は低く、能率は單純な反復作業になると男子と同等寧ろ10%高位にある。

年齢別には18歳から20歳前後が最もよく、精密な作業は23.4歳以上が成績がよい。30歳以上は仕事はよくするがムラがあるさうだ。

No. 20 (A) 第53回産業安全衛生研究会速記録

産業福利 第14巻 第9號

本研究会は昭和14年5月18日神戸市縣産業奨励館に於いて協調會及び兵庫縣工業會主催の下に開かれたものであつて、研究テーマは戦時下に於ける女工問題である。

會は次の順序で進められた。

1) 女工に適する職種の研究(男工との比較)

- イ) 經驗上女工の使用を有利とする職種
- ロ) 男工と女工と大差なく使用し得る職種
- ハ) 女工を使用して不適當と認めたる職種
- ニ) 將來女工の使用を研究する必要ありと思はるる職種

2) 女工の災害欠勤率、病氣欠勤率、事故欠勤率に関する研究

- イ) 職種別に見たる残業率と欠勤率の比較
- ロ) 災害原因調査
- ハ) 罹病原因別調査
- ニ) 事故理由別調査

3) 女工の生産能率に関する研究

- イ) 同一条件下にある男工と女工との平均一時間當り生産指數の比較
- ロ) 女工の能率増進手段

4) 機械の改善に関する研究

5) 労働衛生施設の改善に関する研究

6) 風紀監督に関する研究

7) 女工の監督指導に関する研究

8) 其の他女工使用に関する研究事項討議

問題の中心は主として重工業にあるため、輕工業方面の人々の發言は殆んどなく、大部分

は機械金属工場に限られた。十数ヶの工場の係りの発表によると、女工の各部への進出は著しく従来からの女工の職場に於ける増加のみならず、新に男子の職場に進出した場合も多く見受けられ、どしどし女工は増加して居る。女工を有利とする仕事は軽量なる加工品にして操作簡単数量多く単調作業に属する所の機械作業であり、男工と女工と大差なきものは簡単な部分品の旋盤作業、其の他電気、組立業でも簡単な要するに軽いものであり、不適当と認められるものは力量を要する仕事、頭脳を要する仕事であり立ち座りかどみの激しい仕事等では永続きがしない。将来女工を使用し得るものは細工の工事傳票、帳簿等の整理等である。

女工使用の本質論も出たが結局女子は永久的職業として就業するものでなく、歐洲に於けると同じく産業豫備軍的存在であつて、戦時緊急なる時期にのみ使用すべきであると云ふ事となつた。

欠勤率については事變下各工場共激増して居る事が報告せられた。

能率については二、三工場の報告があつたが、一工場は各作業につき詳細に述べられ作業により大差があるが大體に於いて男工 100 に對し 98.6% に當り、頭腦的役割を除き單に生産のみを行はせる點から云へば、女工は男工に對し殆んど遜色なしと結論されて居るが、他の一工場では大體 85% 位だと云はれ男女能率の比較の困難さがかゞはれるが女子の能率は決して一般に云はれる程悪いものではないことが知られる。

機械の改善については出席の厚生省技師より災害率の研究から女工ではプレス等の災害が多いことが指摘せられ安全装置の必要が力説せられた。

5) 以下は時間が不十分な爲議論を盡さず閉會となる。以上

No. 20 (B) 我社の女子勞務管理

日本光学工業株式会社 乗富丈夫 科學主義工業 第4巻第5號

筆者は當会社の勞務課長である。

光学工業として當社の女子勞働者進出の様子は次表の如くである。

作業部門	職名	職場創設時期	昭和14年末人員
レンズ研磨作業	レンズ研磨工	大正3年頃	258名
數學計算作業	荒摺工 數學工手	大正9年4月	30
寫圖作業	トレッサー	昭和4年4月	21
精密組立作業	調整工	昭和7年10月	144
化學的作業	バハサム工	昭和8年4月	58
小物仕上作業	仕上工	昭和13年1月	33
部品検査作業	検査工	昭和13年7月	74
鑄物撰別作業	鑄物工	昭和13年7月	9
電工作業	捲線工	昭和13年8月	3
現場記録事務	記録工	昭和13年8月	94

職場に於いては女子は補助的作業に従事するに止まり、生産力に於いては3對1位に評價せられて居る。生産性は熟練により高低するが、女子は勤続年限や年齢に制限せられ、又職業に對する將來性を必要とせぬ爲、技術の上達の限界は男子に比し甚だ狭い。女子は結局素質としてもつ生産性にわずかに熟練を加へるにすぎぬ。

日本女性は勞苦を厭はず辛抱強いが、男子に比し肉體的智能的に劣り、工場生活とは凡そ縁遠く教育せられ、社會的家庭的地位を與へられて居る點が缺點である。

女子の作業能率は集團的に見ると全く其の職場を擔當する監督者の如何に懸る。嚴格なる公正なる監督と同情的にして懇切なる作業指導こそ女子をその能力の最大限迄働かす唯一の方法である。女子の能率を左右するものとして、保護施設の如何や精神並に情操の教育が至大の關係を有する。

女子勞務者は24歳以後は激減する。此れは母、妻として家庭に歸る社會的制約から來るもので、結局勤続3年年齢24歳を以つて限界とせねばならぬ。

現在動員せられて居る女子勞務者は今後來るべき時期に復歸せねばならぬ男子に對しその職場を明け渡さざるを得ない。その時には前歐洲大戰後の如く「女性よ家庭へ歸れ」が叫ばれるであらう。以上

No. 21 我社の女子勞務管理

中島飛行機東京製作所 富澤喜一 科學主義工業 第4巻第5號

女子勤務員は全勞務者の僅に7%に過ぎず、その少數なる人員の中心に工場勞務者と呼び得るものは約三分の一を占めるのみである。

1) 機械工は全女子勞務員の4%を占め、全機械工の1%にも足らない。此れは今事變による初めての試みで女子を採用したのであるが、期待に反し機械の操作に當り得る女子の獲得困難を極め、前途は悲觀的である。

2) 塗裝工は全女子の7%である。

3) 寫圖工は煩悩勞務的であり、根氣を要する點よりして、女子にも適して居る。習熟に相當日時を要し、途中で挫折するものが多い。

4) 機械検査工は全女子の22%を占め作業に従事するものとしては永年の経験よりして試験済みである。餘り頭腦を必要としない根氣作業は女子に打つてつけであつて、小物検査の如きは男子の遠く及ばざる高能率を發揮し得る。しかし複雑なる検査に至つては女子の頭腦に於て判定に困難を生ずる事隨時發生し、熟練女工と雖も或る程度以上の進歩を期待し得ない。

5) 事務員は全女子の27%を占めるが、その能率に於いては男子の二分の一乃至三分の一程度で獨創力なくライティングマンの域を一步も出ない。

6) タイプライティングは女子を以つて独占されて居り、女子は最も能率的であり根氣に於いては驚嘆すべきものがあるが、文字通りライティングマシンたるに過ぎぬ。

事變後男子勞務者の來るべき不足を豫想して、女子の採用を志したが、最近に到つて(14年秋より)女子の獲得困難を來しつつある。以前女子の退職が大部分結婚又は家庭復歸であつたが、最近に至る他の職場、オフィス或はデパートに移るものの數が増加して居り、女子従業員に眞に非常時意識もなく、單に易きにつくと云ふ結果が見られるのは遺憾である。

私見を以つてすれば女子は戦時と雖も矢張女子本來の任務を全うせしむべきではなからうか。そのためには單に工場法規の保護程度ではなく、より高度の保護を必要と思ふ。

No. 22 我社の女子勞務管理

古川電氣工業株式会社 熊崎正見 科學主義工業 第4巻第5號

最近に於ける女子問題は以前の社會政策の立場、即ち人間の生活を中心とした問題より性格を一變して、「産業進出」「生産性」の問題に移つて來た。しかしこれは一般勞務管理に於ける科學的管理「作業能率向上」の要請に本來の基礎を置いて居るものでなく、女性就業の適格性を無視した新らしく女性の進出を見た重工業に於ける職場に關して論議されて居るにすぎない。即ち女子勞務者自身に内在する優秀なる生産性の新たなる發見ではなくして、特に事變後に於ける客觀的必要によつてなされて居る。

女子勞務者は重工業に於いては顯著な増加を見て居るが、一方從來主として女子の従事した輕工業に於ける減少によつて殆んど相殺されて居る。興亞大業遂行上我々は重工業、輕工業の差別觀を排して、國家全體の立場に立つて、生産能率の問題を圖る場合本來女子に最も適した輕工業から重工業に、女子を移動せしめる事は正しいであらうか。

我社に於いては電線電纜を製造して居り、事變當初は全員の26%程度なりしものが、現在は約32%になり女工員の増加は著しいが、現在に於いても作業能率、就職率、勤務振り、負傷率、疲労の程度等生産能率測定の標識について、男女工員の生産性の優劣を論ずべき程の差を見た事がない。

女子就職に適應したる作業條件を本來具有して居る職場に配置する限り、女工員の生産性にはいさゝかの危惧の念も感じられぬ。

女子勞務者の産業進出は女性の大きな特性たる國家的使命に注目した廣い意味の人口問題の立場から見直されねばならない。都市の生産率は農村より低く、都市に於ける出産率の年々の低下と加ふるに人口の都市集中は將來の人的資源供給力について、再考慮が要請されるであらう。

No. 23 職 工 養 成

淡路圓治郎 昭和15年

本書の中第7章は「重工業に於ける女工の使用と養成」と題して論じられて居る。以下此の部分のみを抄録する。

1) 女子の不適合作業、適合作業は一應は區別出来るが、此れも程度の問題であり作業方法、設備の改善を行へば男工に劣らぬ能力を發揮出来る見込みがある。男女の職業的適否の問題は能力上の差異よりも寧ろ女子の社會的條件の特異性に基く所が多である。

2) 重工業での女工の使用は最近の産業情勢に促がされて激増し使用範圍は廣汎となつた。その作業能率も男子に較べて70—80%と言はれるが、自分が5ゲの航空機工業に於ける調査によつても大體70—80%で、事業の性質と擔當作業の内容に應じて多少の差異はあるが70%以下に低下するが如き事はないようだ。しかし次の諸點を注意すれば、男子に勝るとも劣らぬ能率を上げる事が出来よう。即ち企劃的な仕事を削減し、仕事は單純反覆作業に改め、専門化した simple purpose machine を充てがひ、賃銀支拂ひを箇數排個人請負制に改め、採用時の適性検査を嚴重にし、女工の監督には女子を以つて當て、種々の施設を完備して保護指導の徹底を期する等を行ふ事が必要である。

3) 女工の養成についての特色としては、女工の勤続年限が比較的短く、之れが爲長期に亙る教育を授ける事が出来ない事、單純反覆作業が多いからこれが教育は單能式たる事を必要とする事、所定の標準作業を懇切に教へるのが適當である事、勞働衛生や災害豫防に關する指導を充分に施す必要がある事等の諸點である。

女工の養成について相當の施設をなすものも現はれて來たが、何れも臨時的であり、男工の養成に比し10年以上も遅れて居る。歐洲大戰中米國 Packard 自動車工場に於いて行なはれた女子機械工の速成養成は大いに参考とするに足りる(此れについては詳細な記述がある)。女工に對しても採用當初に於ける玄關學校式教育が必要であつて、最初から現場に於いて教育をするのは考へものである。

4) 現在事業主の女工使用の理由は能率は悪いが賃銀が非常に廉い事、從順であつて勞働組合等に關係しない事、戦後の不況時に簡単に減員する事が可能である事等によるが、低賃銀は全く因習に基く不合理千萬なものであるし、又從順さにつけ込んで勞働強化や勞働時間の延長等も行なはれて居るが、これは社會福祉のために黙視するに忍びない。又近い將來の退職を見越して使用するが如きは不誠意極まる態度である。我々は女工を單なる臨時工と見る事を已めて、永續的協力者として、公平に處置する必要がある。近い將來一般女工に對しても中堅工養成が試みられる時機が到來しよう。

No. 24 機械工場に於ける婦人の進出と 其適應性に関する調査

谷野 せつ 産業福利 第14巻第9號

最近數年間に我國工業の中心が主として女子の従事した輕工業から男子の工業たる重工業に移つて行き、男子労働者總數は遂に女子の總數を凌駕したが、女子労働者にも機械工業化、學工業への集中度が高められ支那事變後は特にその傾向が著しい。

本調査は警視廳管下機械工業の80工場を巡回して得られたものの中集計可能なもの45工場を取まとめたものである。

男女別職工數は次の如し。

	男 工		女 工	
昭和 12 年 6 月	36,322	1.00	7,794	1.00
" 13 年 6 月	56,580	1.55	13,658	1.76

即ち増加率は女工の方が著しい。

總増加數 5,864 人の中旋盤工は全體の 34.6% を占め、次は女子機械工で 25% 餘を數へ記録工、組立調整工が夫々 10% を占めて居る。事變前對比増加は旋盤 3.5 倍、ターレット 3 倍、ミーリング 2.8 倍であり、その増加率は驚異的である。

今此の増加したものの中従来より女子の作業場であつた部處に於ける増加は全體のを 91% 占め新らしき作業即ち男子に置き換へられたものは 9% に過ぎぬ。

後者のグループに屬するもの 527 名の中機械工作部面は 214 名を數へた。此の中旋盤作業に屬するもの 5 工場 105 名である。6 呎旋盤に新たに女子を採用したもの、従来少年男子を使用したベンチレースに女子を使用したもの、グラインダーの 20 吋乃至 24 吋のものに女子を代用したもの等は好成績であるとの事である。女子代用の第一條件は最も單調なる反覆的作業の部類に屬するもので主として少年男工に代つて機械の監視者として新たな登場を見た云ふのが大部分を占める。最近女學校出の新規採用者が多く、機械工として採用して呉れるならと云つて來る熱心なる人もある。

前者に屬するものは検査工、組立工、調整工、仕上工で此れ等は殆んど 2 倍の増加を來し洗工、塗工は數は少ない乍らも 2 倍半である。機械工については旋盤は 3 倍ミーリング、グラインダー 2 倍、レンズ工場の荒削り 1、エバルサム工も約 2 倍の増加振りである。

何れの増加にしろ、決して女子のために新たなる業務が発生したと云ふわけではなく、一定の限界があつて、その範囲内で極めて急速な進展増加が行なはれたにすぎない。しかし未だ試附中のものもあるので、男女の持場に関する分化限界が本月なる限度に進められるかは今後の問題である。

賃銀は本調査では果して男子に比し女子は低い。初任給は男女同じものは一つとして見出されず、全部何だかの差別があり、大抵は年齢が上るに従つてその差は擴大する。賃銀制度も男子は受請制が大部分であるが、女子は市傭のものが多し。

女子の平均月収は最高荒削り工 54 圓、最低切斷機工 28.760 で他は大體此の兩者の間に散在して居る。女子の従事する仕事が單純な反覆作業であり勤続や年齢の上昇はかへつて賃銀の下向を齎す場合も見出された。

男子の低賃銀が女子採用の有力な原因である事是否む事は出來ない。

能率は或る車輛工場での 6 尺旋盤工は男女大差なく、又某兵器工場では荒削り工についても大差は見出されなかつた。ベンチレースの如き反覆作業では少年男工よりも女子の方が優秀であり捲作業の如く手先を器用に動かすもの検査工業については女子の能率は遙によく、女子の感受性の鋭敏さと仕事に對する忠實性、忍耐力の優越さは到底男子の及ぶ所でない。

罹病率は數ヶの機械工場の事例から見ると、男子に比し女子は比較的高いが此れは女子の身體的抵抗力が弱く、一般に労働の影響をうけ易い結果である。

災害發生率については女子の機械工場への進出が新しいので整備されたものが少ないが或る工場での事例よりすると機械作業での災害率は異常に高く、又その中重傷者の % が非常に多い。

現在男子の間に伍して男子と同じ機械工作に従事して居る女子については其の作業環境も全く男子と同じものが少くない。こんな所で女子の勤続が長期に亙る時將來の母性的活動に暗い「カゲ」を投げかけることにならないであらうか。施設の改善其他にもつと保護の必要が強調せらるべきであらう。

No. 25 労働力の再編成

暁 峻 義 等 昭和 15 年 7 月

此れは著者の論文集であるが第 5 篇が戦争と母性の問題を對象として居り、此の部分のみ此處に抄録する。

戦争と母性

人間として最も大切なことは國民個々の人格がよく伸び良く育ち益々發展することであるが、先づ心身の發育を完成することが第一の任務である。此の重要な任務を遂行するのは少年であるが、此れを助け任務の遂行を保護するのが母性の任務である。祖先から受けつた身心を陶冶し、之を子孫に傳へる。此の上こそ初めて社會の發展が可能である。

しかるに此の重大任務が現在おるそかにされて居る。此れは功利主義の人生觀が瀰漫した爲であつて、現時の非常時局も此の功利主義を捨て去らぬ以上乗り切れる事は出來ない。

國民生活の安定が口々に語られるが、不安定の原因は功利主義であつて、農業が國の礎で

あり国民生活の安定力である事を忘れて、單なる収入の比較から農業に必要な労働力迄工業に流出して行くはその一つである。

社會政策立法は必要なものではあるが、これによつて個人生活に對する個人の責任を解除するものではない。母子保護法にしても日本婦人に傳つて居る所の母性を益々強めて行くように働らねばならぬ。

最近農村に擴がつて居る共同炊事は職業をもつた忙しい女性として、已むに止まれず取られて居る非常手段であつて、家人の榮養供給者としては主婦が最適任者であり、榮養の實権は未來永劫家庭の主婦の手になくなくてはならぬ。

事變後農業では婦人の労働が重きをなすようになり工業では機械作業等に従事する女子が激増し、一般に生産に従事する者が増加した。これは結構な事で、工業に參與する女性の工業的才能への習熟が次代の國民の工業的能力の増進に役立つと思ふ。しかし他方婦人は母性として、家庭にあつて母性的活動をなさねばならず、生産的な仕事をする事になると、母性が崩壊するのではなからうか。これを阻止するために婦人労働立法を強化し、母性の保護に努めねばならぬ。

現時労働力の不足が喧傳せられて居るが、普通人は人の数が足りないと云ふように解して居るが、事實はそうでなく、人の質の問題が重大である。即ち時局が要求して居るのは國民的活動としての、國民的生産力としての心構へをもつた労働力でなければならぬ。自分もつて居る能力を永い生涯の間に國に捧げると云ふだけでなく、その仕事と技術を通じて人格を培ふ生活者である。その仕事に楽しみをもつ人である。

しかしかくの如き労働力は仕事場の内だけで育成されるものでなく、日常生活の正しき運行の上に初めて發展する事が出来る。それ故日常生活の母體である家庭生活が正しい規範の上に置かれる必要が出て来るのである。此の事は日常生活と能率との關係について明瞭であつて混亂した日常生活から能率的生産は期待する事は不可能である。

此の點家事の責任者たる婦人の任務は重大である。家事が家庭の雑事だと考へるのは誤りであつて、農村の主婦は家事の仕事を通じて、農業生産力の擴充に參與して行くのである。

母性の社會的進出に伴ひ種々の矛盾が母性の上に起りつつある。しかも時局は母性の任務を加重し家庭全員の國民的任務を全うせしめると云ふ任務の重大なる事今日より大なるはない。母性に新たな方面を示し、新たな科學性を附與し、全面的科學化を倍進する事が急務である。

No. 26 女子の短時間就業制

宮 尾 武 男 勞務時報 第 77 號 昭和 15 年

筆者は藤倉電線株式會社勞務課長であり、本論文は關東産聯勞務管理専門委員會に於ける

研究發表である。

13 年の夏頃迄は勞務員採用の市内募集をやるとすぐに申込者が殺倒し、嚴選の上四、五百人位はよく採用したものが 14 年になると仲々労働力が得られない。特に女子の勞務者は女子賃銀の騰貴した關係からも得られなく從來から女子で間に合ふ仕事も男にさせるといふ様な有様となつた。

其の對策として勤勞要員なるものを募集した。

- 1) 参加資格 14 歳より 50 歳迄女子 100 名
- 2) 期間 2 ヶ月
- 3) 勤務時間 第 1 班午前 10 時より終業 3 時
第 2 班午後 1 時より終業 6 時
- 4) 施 設 託兒所、作業服貸與
- 5) 賃 銀 1 日 60 錢

主旨は家庭婦人を軍需産業に動員する爲である。最初應募者 139 名中 121 名を採用した。年齢は 197 名中 20 歳未満なし、20—25 歳未満 25 名、25—30 歳 55 名、30—35 歳 4 名、35—40 歳 36 名、40 歳以上 37 名、託兒所人員は 1 名のもの 77 名、2 名のもの 31 名計 108 名、託兒数は 139 名である。子持ちは約半分を占める。

家庭職業は 137 名中職工 66 名で約半を占め、會社員 27、無職 16、官公吏 13 の順序である。

出勤率は普通の女工より悪く、主人の休日と公休日、又お客のある日は休む。

託兒所には専任保母 1 名、助手 7 名を置いて滑臺、ブランコ、搖籠、寢臺其の他を設備し、一定の榮養食を與へて居る。

此の勤勞要員制度は家庭婦人に勤勞精神と時局認識を與へ又生活の改善にもあるが、留守番の事で困つて居る。労働力が不足して來ると、結局家庭婦人を引き出してやる以外に方法がなくなるが、以上の如き方法で行なへば、家族制度を破壊する事もなく、母性を保護し子供達をも指導しながらやつて行ける。

農閑期に於ける女子労働力の利用

400 人程收容する寄宿舍を作り、14 年 11 月に新潟、長野の農村婦人を連れて來て 3 月頃農事の始まる時分に歸農させた。待遇は赴任旅費片道金額支給、作業衣支給（モンペイ持參の事）寄宿舍費 3 圓（蒲四附）時間給 12 錢月手取 15、6 圓から 20 圓位である。

No. 27 農村労働力の不足と日本綿業女工問題

四 宮 恭 二 大日本紡績聯合會月報 第 500 號 昭和 15 年

事變下に於いて農業労働力の不足は尨大である。此れは單に量的にのみ解釋すべきでなく

質的なものを含み、都市軍需工場が農村の中堅層たる青壯年男子労働力であり、その不足を辛うじて補つて居るものは、老者の経験の再用と、女子の男子労働の代替である。日本農業は著しい技術的低位の故に、従来より女子の參與が高かつたが此れが更に促進せしめられ、比重労働と目される牛馬耕さへも女子が代替しつつある。

労働力の不足は雇傭労働の缺乏を必要ならしめ、それによる農業雇傭賃銀の著騰は工業部門への出稼労働を却つて農業部門へ逆流せしめ、特殊的には農業雇傭労働に於ける女子労働の異常なる進出を結果して居る。

かゝる女子の工業への出稼労働の減退を最も痛切に感じつつあるのは言ふ迄もなく綿業部門であり、鹿兒島、和歌山兩縣の資料よりするも出稼の減少は著しい。此れは綿業が多くの女工を擁して居る事が、歸還する女子を多からしめる一般的原因ではあるが、しかし日本綿業に於ける女工の特殊な地位、とり分けその特徴的な低賃銀を顧みる事が忘れてはならぬ。

日本紡織業の要求する労働力は、半封建的な零細經營の下にあつて慢性的に窮迫せる農家子女の家計補助労働であつた。最近に於ける深夜業禁止により取られた合理化により、女工の比率は昭和元年 77% より 12 年末 87.65% に増加し、女工の年齢は 21.773 歳より 17.193 歳へと低下して居る。賃銀も昭和 3 年 122.7 錢より 10 年には 73.1 錢へと低下して居る。

事變下農村に於ける全般的労働力不足は最近の僅 1 ヶ月で退社せる職工 7,425 名その中女工は 6,370 名の多きに達し 86% に及んで居る。昭和 10 年平均 1 年 9 ヶ月と言はれた平均勤続年限が最近では 1 年 6 ヶ月に短縮せられて居る。

此れ等の事情は綿業部門に於ける男工に對する女工代替の一般的傾向を排除するものでなく、男工の應召、男工賃銀の異常な昂騰はその過程を促進せしめ或る紡織工場では女工は既に 90% を突破しつつある。それは又一應は女工の賃銀を昂騰せしめて居るが、他の部門の騰貴率には遙に及ばない。

現在此の綿業女工の不足問題に對する方策は職業協會による補導員の設置等に消極的彌縫策がとられたにすぎないが問題の根本的解決はかかる方法を以てしては困難である。元來日本國民經濟の再生産構造は農村の慢性的窮迫によつて裏打ちされた特殊な低賃銀の上に立てられて居る。此の低賃銀によつて我綿業資本は世界的進出を行ふ事が可能だつたのである。

農村労働力の不足は此の低賃銀の土壤を掘り崩さんとして居り、日本農業の機構的改革は必至の狀勢となりつつある。日本資本主義就中綿業資本は重大な反省を要請されんとして居る。それは日本綿業の内部に根強く膠着して居た構造的矛盾の解決への必然的な要請に他ならぬ。

即ち特徴的な中小綿業資本の亂立である。此の矛盾の根本的解決なくしては、女工問題の解決の端緒を見出す事も出来ぬであらう。

現在實施されつつある勞務需給制に對して、徒に此れを桎梏視し、女工募集に關する自由放任を要求するが如き近視限的な考へ方は斷然一掃すべきであり、國家的基本方策樹立への全面的協力こそ正に綿業資本當面の任務でなければならぬ。

No. 28 農村労働の都市流出年齢層と男女流出年齢構成の特徴

野 尻 重 雄 農業經濟學研究 第 15 卷第 1 號 昭和 14 年 3 月

事變直前の昭和 12 年 5 月及 7 月に、大都市近傍の 3 ヶ村——いづれも神奈川県下であり、それぞれ富裕、中庸、貧窮村と看做される——において行つた全村戸別聴取調査に基いて、農村からの流出労働力を、主として年齢との關係から分析したものである。

分析結果の要點を摘記すれば——

- 1) 現在人口プラス流出人口を以て流出人口を除し 100 を乗じたるものを流出率とすれば流出率は富裕村 11%、中庸村 15%、貧窮村 19% と貧しい村程流出率が高い。
- 2) 離村當時の年齢は男子は、3 村とも 15—19 歳が最も多く、女子は富裕村 20—24 歳、中庸村は 15—19 歳、貧窮村は 10—14 歳が最も多い。男女を通じて、貧しい村ほど年少者の割合が大である。
- 3) 生活程度別に流出者の離村當時の年齢を見ると、生活程度の低い程年少者の割合が大きい。
- 4) 女子の結婚による離村時の年齢は、貧しい村程また生活程度の低い程、高まる傾向が見られる。
- 5) 流出人口の源泉を、專業農家、副業農家、非農家に分つて見ると、專業農家が最も大なる位置を占めてゐる。
- 6) 貧しい村程流出率が高い爲、現在人口の構成は貧しい村程生産年齢人口が小である。
- 7) 可妊齡女子の離村率は富裕村 26%、中庸村 35%、貧窮村 42% である。

No. 29 女子未経験労働者初給賃金の基準決定

厚生省労働局 週報 第 207 號 昭和 15 年 10 月 2 日

工、礦に於ける女子未経験労働者初給賃金の基準は昭和 15 年 10 月 1 日より實施せられる事となつた。その基準は次の通りである。

1) 工場に於ける女子未経験労働者初給賃金基準額

府 縣 名	13—14歳未満	14—16歳未満	16—18歳未満	18—20歳未満
東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡	82 05 48	88 70 52	95 75 55	109 85 01
北海道、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、廣島、山口、愛媛、長崎	76 00 44	82 05 48	89 70 51	96 75 54

府 縣 名	12-14歳未満	14-16歳未満	16-18歳未満	18-20歳未満
青森、岩手、宮城、秋田、山形、石川、福井、山梨、長野、鳥取、島根、徳島、香川、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	55	60	65	70
	67 40	76 44	83 47	90 50

2) 鑛山に於ける女子未経験労働者初給賃金基準額

鑛 科 別	鑛山監督局別	12-14歳未満	14-16歳未満	16-18歳未満	18-20歳未満
石炭山、金属山、 其の他の非金属山	札 幌	70 84 51	75 95 55	85 108 62	95 120 70
	福 岡、仙 臺	70 84 51	75 95 55	80 101 59	90 114 66
	東 京、大 阪	65 78 47	70 89 51	75 95 55	80 101 59
石 油 山	全 國	60 72 43	65 83 47	70 89 51	75 95 55

備考 1)、2) 表共単位は錢にして、中央が標準額、左が最高、右が最低額を示す。

以上は何れも就業時間 10 時間以内の場合である。兩者共

1) 特別の事情により必要ある時は地域又は事業を限り上表に拘らず最高額、最低額を定める事が出来る。

2) 事業主の都合によらずして、一日の就業時間が所定の就業時間に満たざる場合は最低額を下る事を得る。

3) 就業時間が 10 時間を超える場合はその 1 時間毎に上表の最高額の 1/10 に相當する額を加算するものを最高額とする(1 時間未満の就業については此の割合で算出した額)。

4) 請負給制の場合に於ける最低額、最高額は月額による。それは毎月の稼働日毎に前號により算出したる最高額、最低額の合計を以つて、最高額、最低額とする。

尚注意すべき點は以上の基準により賃金が公定された場合は事業主は、未経験労働者を傭ひ入れてから 3 ヶ月間は公定された範囲内で支拂はねばならない。そしてその適用を受ける労働者は賃金臨時措置令の適用を受けない事になつて居る事である。

No. 30. 工業保健及能率

協 調 會 大正 10 年

原書は北米合衆國労働統計局に於いて大英國軍需品工場労働者保健及福利状態調査委員の報告を集成し、五篇の報告書として出版せしものの最終篇である。

本調査委員会は J. -D. -E. -M. を委員長とし、他 10 名の委員より構成されて居る。

本書では工業能率と疲勞及び疾病との關係、労働時間、交替、休憩、日曜、夜間労働、傷害、疾病、職業病、其の他一般福利施設等について詳細に觸れられて居る。今此處では婦人労働に關係ある事項を中心として抄録せん。

1) 労働時間 婦人の夜業は殆んど百年間廢止せられて居たものが、今度大戦のために復活した。現状では多少は夜業を課すのは已むを得ないが、生長盛りの女子に於いては禁止すべきである。政府では 16 歳以下の女兒の夜業は禁止され、16 歳乃至 18 歳の女兒の夜業は極度に制限する事となつた。しかし婦人は夜業より歸れば晝間は子供に騒がれ、其の他日常の雑事にさまたげられて充分休養をとる事が不可能である。

日曜労働は婦人子供については大に制限せられて、内務省の許可を必要として居り、その条件も嚴重である。男子に於いても日曜労働の廢止は労働者の健康と生産額増加の立場から必要であるが、婦人の場合は此の事は尙一層強調せられねばならぬ。労働時間については女子は 1 週 60 時間に制限する事即ち 1 日當 12 時間を限度とする様に報告した結果、1916 年に布令が發せられ 1 週 60 時間を嚴守する事となつたが、1 日 14 時間迄は特別に嚴重な条件の下に許可せられて居る。

家庭生活を破壊せざる労働時間及び健康に適する労働時間ならば必ず生産額は増加する。ヴァーノン博士の調査によると、導火管旋盤女工は 1 週 50 時間にて 66 時間と同じだけの生産額を得、1 週 75 時間のものよりも好成績であつたと云ふ。

2) 婦人の生理的條件

婦人は男子と異りたる生理的條件をもち、且つ虛弱である。婦人の患り易き疾患は 1) 消化不良、2) 貧血病、3) 頭痛、4) 神經衰弱、5) 筋肉痛、6) 特殊の生理學的機能の障害等である。1915、16 年に約 1,000 餘名の女子労働者について調査せし所多少の疲勞を有するもの 34-36%、極度の疲勞を感じるもの 8.5-5.7% であつた。極度の疲勞を感じたる婦人は工場を去るもの多き等の理由で、不完全ではあるが豫想よりも疲勞の程度が輕かつた事である。しかし労働時間の一層の短縮は必要である。

妊娠中の婦人に對しては熟練ある監督者が必要であり、出産の 4 ヶ月乃至 9 ヶ月の間は工場の内外では輕き仕事を與へ、夜業禁止等妊婦に對する特別の労働條件を決定する様に特に保育所を作る事が望ましい。軍需大臣は保育所の新設維持のために補助金の支出を決定して居り現在 31 ヶ所に開業して居る。

有夫婦人は家に歸つてから家事に忙殺されるのであるから、彼女等の疲勞は單に工場の労働時間から來るものでないが疲勞を緩和するために佛國の如く始業就業を 30 分程大目に見る様にすべきであらう。

3) 施 設

長時間に亙り立ちづめの姿勢をとる事は婦人小兒に對しては特に疲勞を與へる故坐席を設ける事が必要である。重量あるものの取扱ひは充分注意しなければならぬ。

婦人の健康保護上保護服の必要は云ふ迄もなく、更衣室は是非設けるべきである。工場の衛生状態が良好である場合婦人の健康及精力に好結果を與へるのは意想外であつて、清潔と

秩序とは生産額の上にも現はれる。洗面所、便所は充分に広く清潔であらねばならぬ。

4) 管理及監督

苟も婦人を使用する所では全ての場合に職工長、看護婦、福利監督者の任命に注意し婦人が自己の仕事、健康、雇傭条件について、相談したい事が起つた場合何時でも係りの婦人に訴へる事が出来るようにし、全ての傷害に對し手當を爲し得る設備、休憩室等が必要である。

福利監督者は労働者採用の時労働に適するや否やの鑑別をなし、損失時間、疾病、生産率低下、労働不能等に注意し、賃銀については常に關心を失はず、工場内労働条件に通じ、家庭訪問等も行ひ、其の他爲すべき事は多い。此のためには資格として、婦人に關する一般智識醫學上の智識、産業上の諸問題等につき充分なる智識を必要とする故かゝる婦人のための講習會が必要である。

5) 結 論

婦人の達し得られる最大限度の生産類に達せんとするならば次の諸條件は不可欠である。

- 1) 適當なる交替制度を採り、時間を短縮する事、休息時間及中憩時間を設ける事
- 2) 適當なる醫事監督を充分にする事
- 3) 作業の輕重を計つて、各個人の能力に適應せしめ、比較的重き仕事は年少の婦人に課する事
- 4) 相當の時間に身體の爲になるものを充分に攝取せしめる事
- 5) 工場を良好ならしめる事
- 6) 同情ある管理と慎重なる監督。

No. 31 獨佛英に於ける戦時の婦人傭使

永室吉平 職業時報 第3卷第2號

本文に國際聯盟労働事務局發行の

International Labour Review, Vol. 40, No. 6, 1939.

に掲載されたる

The Employment of Women Workers during the War.

戦時に於ける婦人労働者の使用

と殆んど同じ内容のものである。原著は「外國の部」に抄録されて居る。

No. 32 世界大戦中のドイツ労働市場

川崎巴三郎 社會政策時報 第218號 昭和13年11月

抄録は婦人労働者を中心として行ふ。

大戦勃發直後大量の労働力が動員されたにも拘らず失業者、失業率は共に激増した。労働

組合員の失業率は14年7月の2.9%より8月、9月は22.4%、15.7%へ増加し、後毎月低下して行つたが、1916年11月以降は1907-13年の平均失業率を下廻つた。

性別に職業紹介所求職者殺到率を見ると14年7月男158女99のものが、8月248,202、9月200,183と増加したが、男子は其の後急速に低下し、15年3月には求人數よりも下廻つた。しかし女子の低下は全く緩慢であつて、158に下つたに過ぎずやつと1917年5月に至つて求人數より下廻り96となつたが、男子は既に53に迄低下して居た。此れは軍需工業部門が男子労働力を需要した一方非軍需工業縮少は一時に大量の労働力を放出し、數ヶ月は供給過剩を來したが、漸次軍需品工業に吸収されて行つた。男子労働力の不足の結果女子労働力に對する需要が漸次起つたが、縮少を餘儀なくせられた平和産業部門より多量の女子労働力が放出せられ、一方生計の主柱を戦線に動員せられた家庭の主婦及子女が新たに大量に労働市場に殺到した結果であつた。

産業別には戦時中最も労働力の不足を感じたのは戦時主要産業たる鑛山業、機械器具、金屬、化學工業等及び農業、土木業、建築業であつたが、逆に最も労働力の供給の豊富なるは織維工業、商業であり、製絲、皮革、木材、食糧品其の他は兩者の中間に位した。織維工業及商業は男女共に労働力が著しく過剩であつた。

戦時労働力の給源として、ドイツが最もよく利用したのは婦人労働力であつた。1914年8月4日には營業労働者の就業制限の除外に關する法律を發布し、婦人及幼少年労働者に對する保護規定を全廢する権限を與へたが、此れは實際には發動されなかつた。1915年春夏迄はむしろ婦人労働者の失業、失業救済が問題となつて居た。

1916年夏頃から特に顯著となつた兵員並に軍需品の大量補給が始めて婦人による男子労働力の代置を現實の問題たらしめ、1917年始めに戦時局内に婦人労働本部をもうけ、各地方事務所に婦人労働支部を置き、積極的に代置獎勵した。1917年1月末に労働婦人及びその家族保護のために存在して居た協會及び團體を統制する戦時婦人全國委員會を結成せしめ婦人労働本部は此の委員會を通じて、婦人労働者のためにその健康保全、休養場の設置、療養所、寄宿舎、幼稚園、托兒所、相談所の設置等に努力した結果婦人の労働部面は擴大され特に農業、軍需工業で著増した。

疾病金庫加入者數によつて見ると1914年6月を100とすると婦人労働者は1916年5月迄は戦前6月の水準に達せず、其の後増加して1917年末118.5と最高點に達して居る。他方男子は1916、17、18三ヶ年平均大體60に減退して居る故、女子労働者の増加は指數の上からも遠く及ばなかつた事を知る。次表によつても其の事は知られる。

	疾病金庫加入者數		計
	男子	女子	
1914年6月	10,498,386	5,805,322	16,303,708
1918年10月	6,320,028	6,734,174	13,054,201
増 減	(-) 4,178,358	(+) 928,851	(-) 3,249,507